

四街道市

循環型社会形成推進地域計画

(第一次計画)

平成 28 年 10 月策定

平成 30 年 1 月変更

平成 30 年 11 月変更

令和 2 年 11 月変更

令和 3 年 11 月変更

千葉県四街道市

[目 次]

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	7
3	施策の内容	9
(1)	発生抑制・再使用の促進	9
(2)	処理体制	11
(3)	処理施設等の整備	14
(4)	施設整備に関する計画支援事業	15
(5)	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	15
(6)	その他の施策	16
4	計画のフォローアップと事後評価	18
(1)	計画のフォローアップ	18
(2)	事後評価及び計画の見直し	18

【様 式】

- ・ 様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1
- ・ 様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2
- ・ 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- ・ 参考資料 様式 1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
- ・ 参考資料 様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ・ 参考資料 様式 7 施設概要（浄化槽系）
- ・ 参考資料 様式 8 計画支援概要

【添付資料】

- ・添付資料1 指標と人口等の要因に関するトレンド（ごみ）
- ・添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンド（生活排水）
- ・添付資料3 分別区分説明資料
- ・添付資料4 計画地域内の施設位置図
- ・添付資料5 合併処理浄化槽整備計画図
- ・添付資料6 現有処理施設の概要

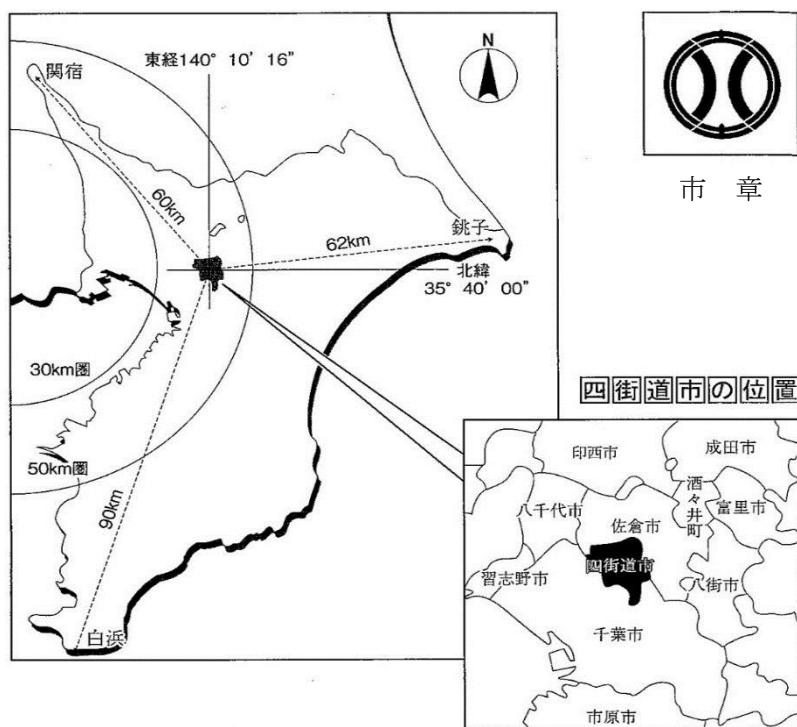
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名：四街道市

面積：34.52 km²

人口：91,441 人（平成 27 年 10 月 1 日現在）



(資料：四街道市ホームページ)

図1-1 四街道市位置図

(2) 計画期間

本計画は、平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間を計画期間とし、計画目標年度を令和 6 年度とする。また、令和 6 年度以降も引き続き処理施設等の整備を行うため、本計画を第 1 次計画とし、これに続く第 2 次計画を策定する予定である。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

四街道市（以下、「本市」という。）は、首都圏 40 km 圏内に位置し、新東京国際空港に近接するという地理的条件に加え、広域幹線道路の国道 51 号線、東関東自動車道が横断し、千葉市、佐倉市に隣接している。また、戦前は「軍都」として栄え、戦後には食糧増産を目的とする「近郊農村都市」としての発展を遂げてきた。昭和

後半期からは「首都圏近郊の住宅都市」として市街化や宅地化の進展などによる人口増加や地域コミュニティの変化を経ながら、近現代史の中で急速に都市としての顔を変えてきた。

一方では、都市としての変容に伴い大量生産・大量消費型の経済社会活動が進行したことにより形成された大量廃棄型の社会は、地球規模での環境への負荷を与え、健全な資源循環を阻害してきた側面がある。

このような本市の地域性や現況を踏まえ、国の目指す資源循環型社会形成に寄与すべく平成28年8月に「四街道市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、経済社会活動の過剰化やそれに伴うごみの量と質の変化に対応するため、生活系ごみについては、有料化導入の検討、分別、収集、運搬の適正処理の徹底を図り、事業系ごみについては、排出抑制と再資源化の徹底を指導・啓発していくものとし、2Rを意識した3Rの推進と市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の実現を目指し、適量生産・適量消費・最小廃棄へと方向転換する仕組みづくりを行っていくものとする。

なお、現在、市内で稼働しているごみ処理施設の老朽化に伴う設備修繕等に係る経費増、ごみ処理施設移転問題、加えて、最終処分場を保有していないために、遠方の民間の最終処分場に依存している、といった課題を抱えている。そのため、市民との十分な対話を前提として、次期ごみ処理施設整備事業を推進していくとともに、より一層の排出抑制と再資源化に努めていくものとする。

本市における循環型社会形成の基本方針

【 ごみ処理 】

1. 2Rを意識した3Rの推進
2. 市民・事業者・行政の協働
3. 適正処理の構築

【 生活排水処理 】

1. 生活排水処理の推進
2. 市民・事業者・行政の協働
3. 適正維持管理の推進

(4) 広域化の検討状況

本市では、将来のごみ処理の効率化、経費の縮減を図るため、佐倉市、酒々井町清掃組合への加入協議を進めてきたが、合意するには至らなかった。よって、早急な広域化は困難と考えられ、次期施設の計画にあたっては自区内処理の見地から本市単独施設としている。

将来的には、ごみ減量や社会環境の変化により処理施設の広域化が可能になることも想定され、概ね5年毎に改定する「四街道市一般廃棄物処理基本計画」においてごみ処

理全体を考え、その後の処理施設のあり方を検討していくことを予定している。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、27,853 トンであり、再生利用される総資源化量は 6,506 トン、リサイクル率^{注)}は 23.4%である。

中間処理による減量化量は 18,601 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 69.6%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 10.3%に当たる 2,746 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 21,208 トンである。

注) リサイクル率 = 総資源化量 / (排出量 + 集団回収量) × 100

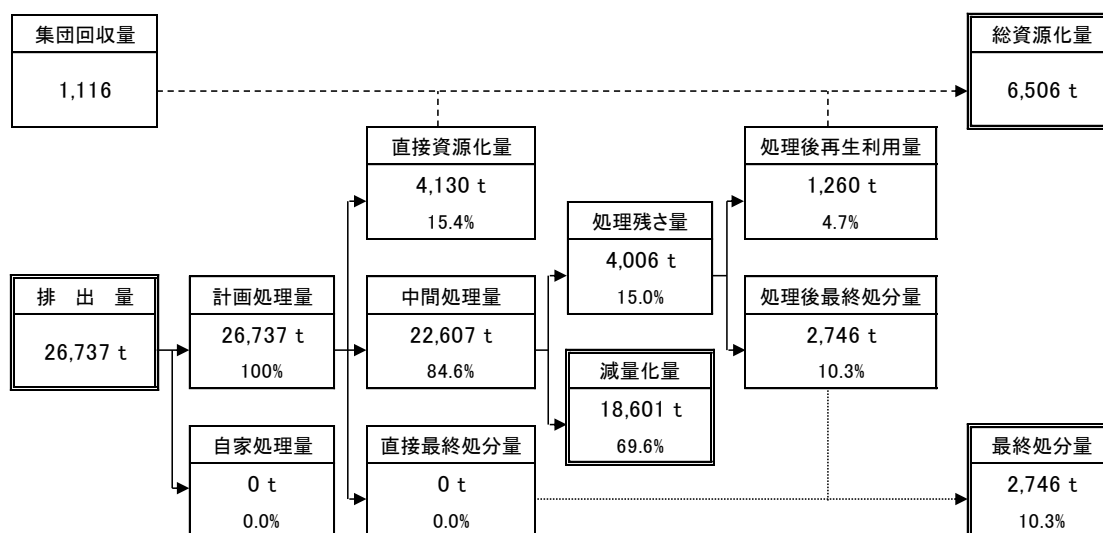


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 27 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成 27 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 91,441 人であり、生活排水処理人口は、85,994 人、汚水衛生処理率は 94.0%である。

し尿発生量は 751kl/年、浄化槽汚泥発生量は、4,913kl/年であり、処理・処分量は 5,664kl/年である。

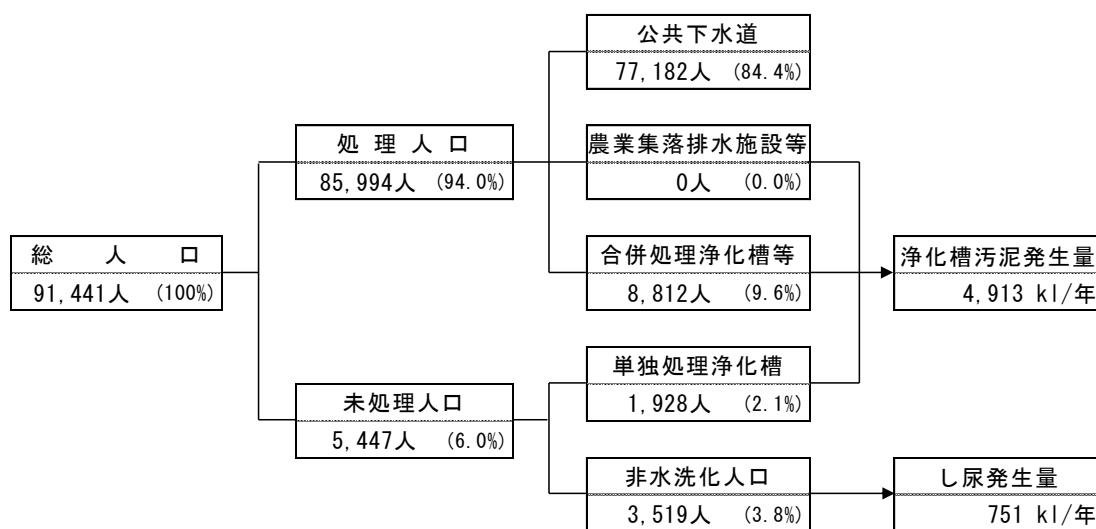


図 2-2 生活排水の処理状況フロー（平成 27 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 のとおり目標を定め、各種施策に取り組んでいくものとする。

また、令和 6 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-3 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、26,513 トンとなり、再生利用される総資源化量は 6,256 トン、リサイクル率は、23.6%である。

また、集団回収量を除いた排出量の 9.6%に当たる 2,450 トンが埋め立てられる見込みである。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 19,740 トンとなる。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{*1}) (平成27年度)		目標(割合 ^{*1}) (令和6年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	4,337	トン	4,594	トン (+5.9%)
	1事業所当たりの排出量 ^{*2}	1.8	トン/事業所	2.0	トン/事業所 (+11.1%)
	生活系 総排出量	22,400	トン	21,034	トン (-6.1%)
	1人当たりの排出量(kg/人) ^{*3}	203	kg/人	181	kg/人 (-10.8%)
	合 計 事業系生活系排出量合計(トン)	26,737	トン	25,628	トン (-4.1%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	4,130	トン (15.4%)	4,035	トン (15.7%)
	総資源化量	6,506	トン (23.4%)	6,256	トン (23.6%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	0	MWh	0	MWh
		0	GJ	0	GJ
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	2,746	トン (10.3%)	2,450	トン (9.6%)

※1 排出量は現状に対する割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)

[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]

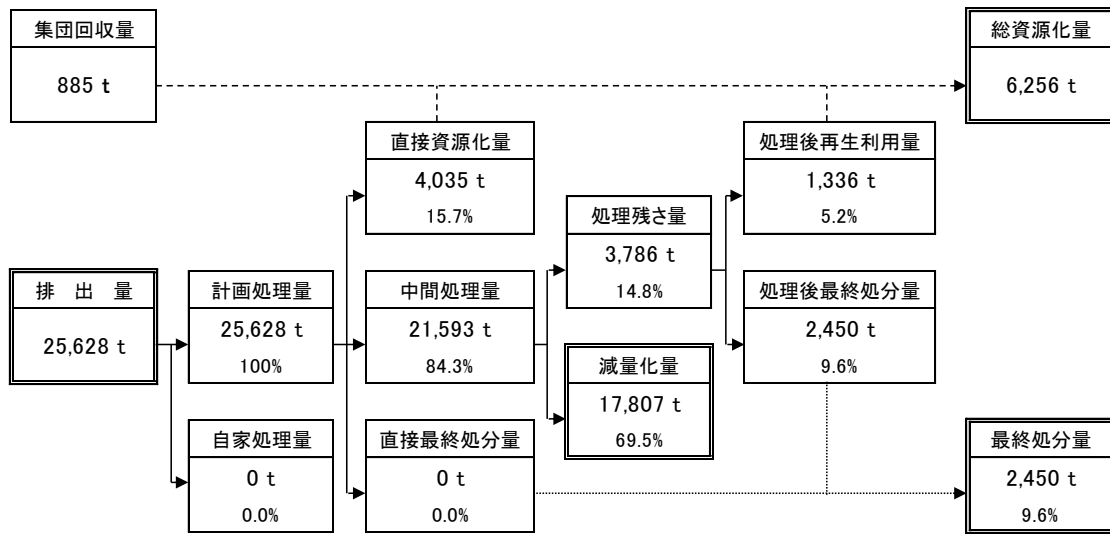


図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 6 年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

令和 6 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-4 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 95,925 人となり、生活排水処理人口は、90,909 人、汚水衛生処理率は 94.8% である。

し尿発生量は 614k1/年、浄化槽汚泥発生量は 5,794k1/年となり、処理・処分量は 6,408k1/年である。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		平成27年度実績	令和6年度目標
処理形態別人口	公共下水道	77,182 人 (84.4%)	79,629 人 (83.0%)
	農業集落排水等	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽	8,812 人 (9.6%)	11,280 人 (11.8%)
	未処理	5,447 人 (6.0%)	5,016 人 (5.2%)
	合計	91,441 人	95,925 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	751 キロリットル	614 キロリットル
	浄化槽汚泥量	4,913 キロリットル	5,794 キロリットル
	合計	5,664 キロリットル	6,408 キロリットル

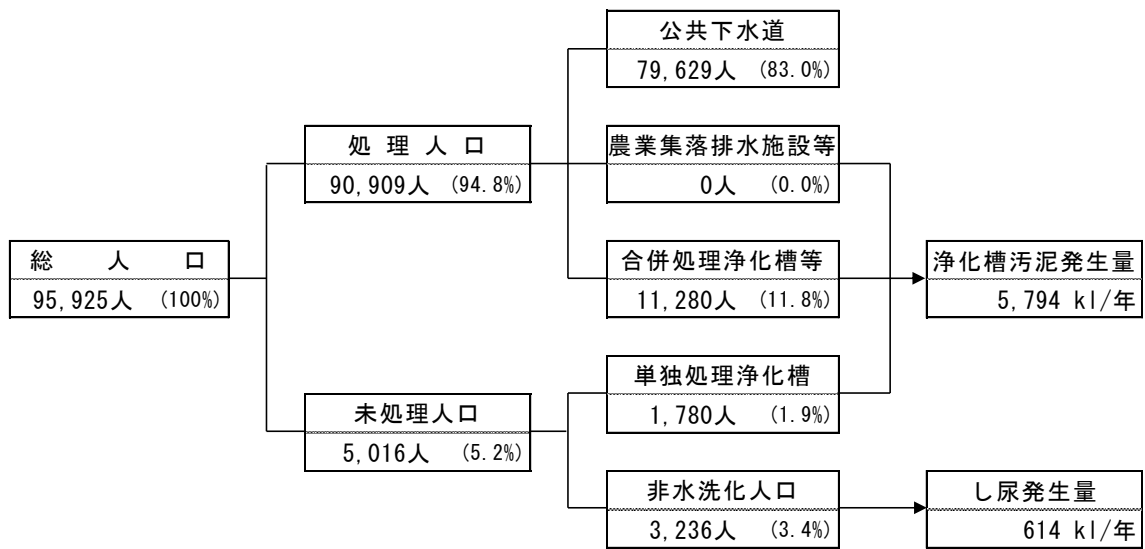


図 2-4 生活排水の処理状況フロー（令和 6 年度）

3 施策の内容

循環型社会の実現を目指す本市においては、今後、数次の長期にわたる循環型社会形成推進地域計画等とおして、市民・事業者から排出される廃棄物を発生源から抑制するため、以下の施策について、今後の展開の中でも、最も重要なものと位置付けて取り組んでいくものとする。

(1) 発生抑制・再使用の推進

本市におけるごみ量全体の処理量は減少している状況であるが、現在、推進している各種施策をさらに充実させ、減少傾向を継続させていく必要がある。生活系ごみ及び事業系ごみについては、市民、事業者がごみを発生させない、再使用に取り組む、資源化に協力していくというライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促す効果のある広報の内容や方法を検討していく。

ア ごみの有料化

・ごみの有料化

令和2年9月に家庭系ごみ処理手数料制度を導入した。可燃ごみ及び不燃ごみについて、指定ごみ袋1リットルあたり1.2円の手数料を設定。

イ 環境教育の推進

・施設見学会、体験学習会

四街道市クリーンセンターでは、小学生を対象とした施設見学会及び中学生を対象にプラスチック・ビニール類の手選別などを体験する学習会を実施している。

今後も見学会・体験学習会の実施や、出前講座等により市民、事業者への積極的な啓発活動を継続する。

ウ 普及啓発の推進

・エコショップよつかいどう認定制度

平成17年10月から開始し、平成27年度では6店舗の認定をしている。本制度は、ごみの発生を抑制し、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、消費者である市民と商品の販売をとおして、最も密接なかかわりを持つ市内の小売店を対象に、認定基準を満たす店舗には認定証と認定マークを渡している。

今後も、エコショップ制度の側面支援として認定店舗の市民周知と認定店の拡充を進めていく。

エコショップよつかいどう認定制度認定基準

I	市内に所在がある小売店であること
II	① 買い物袋または買い物かごの持参の奨励
	② 商品のばら売りまたは量り売り
	③ 簡易包装または無包装
	④ リサイクルのための牛乳パック、ペットボトル、トレイ等の店頭回収
	⑤ 再生原料を使用した商品、リサイクルしやすい商品等環境に配慮した商品の販売
	⑥ 販売した商品の修理サービス
	⑦ 広告、チラシ等での再生紙の使用
	⑧ 消費者に対するごみの減量、リサイクル等の呼びかけ

※IIのうち3つ以上を実施している必要がある

エ 助成による支援

・ 集団回収事業への支援

本市は、四街道市再資源化物集団回収事業補助金交付要綱を定め、再資源化物の回収を行う団体及び回収業者の組合に対し、補助金を交付している。平成 27 年度の登録団体数は 74 団体となっている。

今後も、各地域において集団回収への協力要請を行い、資源回収を支援する。

オ マイバッグ運動・レジ袋対策

・ 買い物袋持参運動

市商工会内に市内商店で構成される「四街道市商店会連絡協議会」を設置し、同協議会内に組織された「買い物袋持参運動運営協議会」が買い物袋持参運動を継続的に実施している。

本市では、この運動を協力券シール作成やごみ減量協力店ステッカー、ポスター作成、ごみ袋購入などで支援協力しており、これを推進して行く。

カ 再使用の推進

・ フリーマーケット支援

本市では、四街道市婦人会主催のフリーマーケット開催を後援している。毎年 1 回の実施で、約 30 店が出店し、来場者数は概ね 350 人を見込んでいる。フリーマーケットの活用を広報において奨励する。

・ 不用品交換制度支援

不用品の交換情報を市役所玄関や市の広報媒体で公開し、不用品の再使用を支援している（リユース品交換制度）。例年、申込件数は約 200～250 件程度、そのうち交換成立件数は約 80～120 件程度で推移している。制度の活用を広報において奨励する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3-1 に示すとおりである。

本市では、可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物の 6 種類に分別している。さらに資源物をびん、缶、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食油に分別している（11 分別）。また、排出時には、びんを無色のびん、茶色のびん、その他のびん、古紙類を新聞（含折込広告）、雑誌類、ダンボール、紙パック類、雑がみに分別している（17 区分）。なお、平成 27 年 1 月から市役所などの 9 公共施設において小型家電回収ボックスを設置し、使用済み小型家電の拠点回収を行い、4 月より不燃ごみからのピックアップ回収を開始した。廃食油に関しては、平成 27 年度に分別収集を開始した。

収集に関しては、ごみの種類ごとに、出し方、収集回収、収集者の区分を設定している。

処理に関しては、四街道市クリーンセンター及び民間業者、古紙問屋に搬入され、その後中間処理、資源回収、最終処分等の適正処理を行っている。生活系ごみの処理体制は、今後ともこの処理体制を継続していきながら、現在行っているごみの発生抑制に関する各種施策をさらに充実させ、減少傾向を維持していく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも現況の分別区分により、事業者の自己責任での処理を原則として、許可業者または事業者自らによる施設への搬入とし、ごみの発生抑制をはじめとする適正処理に関する行動を継続してもらうための指導・啓発を積極的に推進していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では産業廃棄物の受け入れ及び処理を行っていない。また、将来においても産業廃棄物の受け入れ及び処理は行わない。

エ 生活排水処理の現状と今後

公共下水道による処理を最優先と考え、公共下水道供用開始区域における下水道への早期の接続を促進し、それ以外の区域においては汲み取り便槽や単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進する。また、助成制度の周知を図り、活用を働きかける。今後とも生活排水処理に係る啓発等を通じて生活排水処理率 100%を目指す。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 生活系ごみに関しては、ごみの有料化、必要に応じてごみの分別区分の見直し等を行い、ごみの減量及び資源化を促進する体制を確保する。
- ◇ 事業系ごみに関しては、排出段階における分別指導の徹底、必要に応じてごみ処理手数料の見直し等を行い、適正処理及び資源化が可能な体制を確保する。
- ◇ 現ごみ処理施設の老朽化及び移転問題等から早期に次期ごみ処理施設を建設することが望ましい。また、次期ごみ処理施設について、建設・監理・運営等に当たっては、財政面での軽減や運営面でのサービスの向上が期待できる民間活用について検討する。なお、施設は最終処分量の削減と資源化の促進を念頭に置いた熱回収施設とし、ごみの持つエネルギーを最大限利用しうる方策や地域の要望等を考慮した余熱の利用形態を検討していく。
- ◇ 下水道が整備されない区域への高度処理型合併処理浄化槽の普及を図る。

表 3-1 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成27年度）			
分別区分	処理方法		処理施設等
	可燃ごみ	焼却 (熱回収)	
不燃ごみ	破碎、選別	焼却	民間委託
		リサイクル	
		埋立	
粗大ごみ	破碎、選別	焼却	粗大ごみ 処理施設
		リサイクル	
		埋立	
プラビニ	選別	リサイクル	
焼却			
びん	選別		民間委託
缶			
古紙類			
繊維類			
ペットボトル			
廃食油			
有害ごみ			



今後（令和6年度）			
分別区分	処理方法		処理施設等
	可燃ごみ	焼却 (熱回収)	
不燃ごみ	破碎、選別	焼却	民間委託
		リサイクル	
		埋立	
粗大ごみ	破碎、選別	焼却	粗大ごみ 処理施設
		リサイクル	
		埋立	
プラビニ	選別	リサイクル	
焼却			
びん	選別		民間委託
缶			
古紙類			
繊維類			
ペットボトル			
廃食油			
有害ごみ			

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) の処理体制を実現するため、表 3-2 のとおり必要な施設整備を行う。
 なお、表 3-3 のとおり現在の処理施設の概要を示す。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称) 四街道市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	12t/5h	千葉県四街道市吉岡 677 番 1 他	R7~R10 (第 2 次計画)
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	(仮称) 四街道市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	80t/日	千葉県四街道市吉岡 677 番 1 他	R7~R10 (第 2 次計画)

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化、資源の積極的回収と温室効果ガスの発生抑制

事業番号 2 既存施設の老朽化、熱エネルギーの積極的回収と温室効果ガスの発生抑制

表 3-3 現在の処理施設

事業番号	現有施設	処理廃棄物	処理能力	所在地	竣工年
—	四街道市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	粗大ごみ、 プラビニ	15t/8h	四街道市山梨 2002 番地	平成 4 年 3 月
—	四街道市クリーンセンター (焼却施設)	可燃ごみ、 資源残さ、 破碎残さ	165t/日	四街道市山梨 2002 番地	平成 4 年 3 月

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-4 のとおり行う。

表 3-4 合併処理浄化槽の整備計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数 (平成 27 年度)	整備計画 基数	整備計画 人口	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	3 基	40 基	250 人	H29~R5

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 3-5 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	次期ごみ処理施設建設(事業番号1、2)に係る PFI アドバイザリー又は基本設計	・ PFI アドバイザリー又は基本設計	H29～R5 (H29～R6)
32	次期ごみ処理施設建設(事業番号1、2)に係る生活環境影響調査	・ 現地実測調査に伴う調査及び影響の分析、生活環境影響調査報告書作成	H29～R5
33	次期ごみ処理施設建設(事業番号1、2)に係る用地造成計画(基本設計、実施設計)	・ 用地造成計画及び基本設計に伴う業務報告書の作成 ・ 用地造成実施設計に伴う業務報告書の作成	H29～R 元
34	次期ごみ処理施設建設(事業番号1、2)に係る埋蔵文化財発掘調査	・ 埋蔵文化財発掘調査の実施	H30
35	次期ごみ処理施設建設(事業番号1、2)に係る土壌汚染調査	土壌汚染調査の実施	R 元

(6) その他の施策

その他、本市で循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア 最終処分の検討

本市では、市内に最終処分場を保有しておらず、平成 23 年度まで焼却残さ等の大部分を千葉県エコタウンプランにおけるエコセメント施設へ搬出し、再資源化処理していたが、同施設が稼働停止したため、現在、焼却残さ等の一部から鉄などの資源回収を行い、残りはすべて民間の最終処分場で埋立処分している。最終処分場については、市内での用地の確保について種々の検討をしたが、埋立用地の確保は極めて困難な状況である。そのため、ごみの発生抑制を徹底させ、排出されたごみから資源をできる限り回収し、焼却ごみ量を削減していく。

焼却の結果、排出される焼却残さ等については、有効利用を検討し、可能な限り最終処分量を削減していく。

なお、安定処分の観点から、最終処分場の検討に際しては、複数検討するなど、リスク分散に配慮して、円滑な事業運営を目指していく。

イ 特別管理一般廃棄物の適正処理

本市では、ごみ焼却施設から排出されるばいじんのうち集じん施設によって集められたものについて、十分な対応を図っているが、引き続き PCB を含む製品や感染性一般廃棄物の適正な処理ルートを把握し、市民に対して情報の提供を行う。

ウ 不適正処理、不法投棄の対策

廃棄物の適正処理を推進するために、市では処理できない廃棄物などは、市民に対して適切な処理に関する情報を提供し、浸透を図る。また、不法投棄を防ぐためには、市民一人ひとりが、環境保全意識を高め、不法投棄はしない、させない意識が必要となる。地域の自治会等と連携した普及啓発により、そうした意識の醸成と共有を図り、不法投棄が多く発生する場所については、禁止看板の設置や監視パトロールの強化等を行うことで、不法投棄対策を継続して実施する。

エ 災害廃棄物の対応

本市では、平成 17 年 3 月に「四街道市震災廃棄物処理計画」を策定し、震災廃棄物処理に関する基本方針を定めている。これを踏まえ、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺自治体との連携を構築する。

大量の廃棄物が発生した場合は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図るとともに、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行い、廃棄物の処理及び被災建築物の撤去については、民間事業者との協定等の締結を図り協力を求めるものとする。

また、災害廃棄物の処理は、収集したごみを一時的に集積するために必要な面積の公共用地等を確保し、その上で保管し、清掃工場の稼働再開後に適正処分する。本市においては、平成 19 年 6 月に日本大学理工学部が所有する四街道市和良比地先のグラウンドを仮置場として位置づけ、当該大学と「震災時における土地の一時賃借に関する協定書」を締結している。

東日本大震災や平成 28 年熊本地震などの教訓を踏まえて「四街道市災害廃棄物処理計画」を平成 29 年 9 月に策定している。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	四街道市	(2) 地域内人口	91,441人	(3) 地域面積	34.52km ²
(4) 構成市町村等名	四街道市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立（予定）年月日：		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和6年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	4,889	4,637	4,487	4,530	4,337	4,594(H27比+5.9%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2	1.9	1.8	1.8	1.8	2.0(H27比+11.1%)
	生活系 総排出量(トン)	23,167	23,065	22,625	22,354	22,400	21,034(H27比-6.1%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	213	210	204	202	203	181(H27比-10.3%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	28,056	27,702	27,112	26,884	26,737	25,628(H27比-4.1%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	4,592(16.4%)	4,611(16.6%)	4,442(16.4%)	4,272(15.9%)	4,130(15.4%)	4,035(15.7%)
	総資源化量(トン)	8,093(28.8%)	7,207(26.0%)	6,987(25.8%)	6,744(25.1%)	6,506(24.3%)	6,256(23.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	0
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	0
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,423(5.1%)	2,690(9.7%)	2,798(10.3%)	2,688(10.0%)	2,746(10.3%)	2,450(9.6%)

※ 目標（割合）は平成27年度に対する割合、総資源化量は集団回収も含めた総排出量に対する割合

※ 別添資料として「指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ」を添付する。（添付資料1参照）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
焼却施設	四街道市 クリーンセンター	四街道市	全連続燃焼式 流道床式	165t/日	平成4年3月	未定	未定	竣工時:110t/日(55t/16h×2炉) 時間延長後:165t/日(82.5t/24h×2 炉) 想定浸水深さ:0.5m~3.0m未満 対策:重要な電気設備(受変電設備含 む)は2階に設置している。プラットホ ム、灰ピットは浸水水位以上としてい る。
粗大ごみ処理施設	四街道市 クリーンセンター	四街道市	横型回転ハンマ式破砕機 油圧圧縮+ストレッチフィル ム梱包式	15t/5h	平成4年3月	未定	未定	想定浸水深さ:0.5m~3.0m未満 対策:重要な電気設備(受変電設備含 む)は2階に設置している。プラットホ ム、灰ピットは浸水水位以上としてい る。

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有 無及び解体施設の名称	備考
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	未定	四街道市	ストーカ式焼却方式	80t/日	令和11年3月	効率的なエネルギー回収 温室効果ガス削減	有・四街道市 クリーンセンター	四街道市防災ハザードマップにおける 洪水浸水想定区域 非該当
マテリアルリサイク ル推進施設	未定	四街道市	破砕処理、選別処理、 圧縮処理、梱包処理	12t/5h	令和11年3月	効率的な資源回収 温室効果ガス削減	有・四街道市 クリーンセンター	四街道市防災ハザードマップにおける 洪水浸水想定区域 非該当

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付。(添付資料4参照)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和6年度
総人口		89,961	90,296	91,073	91,258	91,441	95,925
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	75,865 84.3%	76,893 85.2%	77,039 84.6%	76,954 84.3%	77,182 84.4%	79,629 83.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	4,095 4.6%	4,201 4.7%	5,309 5.8%	8,233 9.0%	8,812 9.6%	11,280 11.8%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	10,001	9,202	8,725	6,071	5,447	5,016

※ 別添資料として「指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ」を添付する。（添付資料2参照）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	四街道市	577	1,673	昭和62年4月	40	250	令和6年度	H29～R5

※ 現有施設は平成27年度までの実績

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付。（添付資料5参照）

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(平成29年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)										交付対象事業費(千円)										備考
				開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度							
○再生利用に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(仮称)四街道市ごみ処理施設整備事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
マテリアルリサイクル推進施設整備	1	四街道市	12t/5h	R7	R10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第2次計画で 策定
○エネルギー回収に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(仮称)四街道市ごみ処理施設整備事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備	2	四街道市	80t/日	R7	R10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第2次計画で 策定
○浄化槽に関する事業						18,840	1,908	888	2,526	2,436	4,548	3,267	3,267	18,840	1,908	888	2,526	2,436	4,548	3,267	3,267					
浄化槽設置整備	3	四街道市	40基	H29	R5	18,840	1,908	888	2,526	2,436	4,548	3,267	3,267	18,840	1,908	888	2,526	2,436	4,548	3,267	3,267					
○施設整備に関する計画支援に関する事業						161,373	41,158	29,034	2,405	1,859	12,095	29,735	45,087	136,282	33,058	19,987	0	0	8,415	29,735	45,087					
(仮称)四街道市ごみ処理施設整備事業						59,735	18,187	7,787	2,405	1,859	12,095	3,445	13,957	39,347	12,900	630	0	0	8,415	3,445	13,957					
PF1アドバイザリー又は基本設計	31	四街道市	t/日	H29	R6	59,735	18,187	7,787	2,405	1,859	12,095	3,445	13,957	39,347	12,900	630			8,415	3,445	13,957				令和6年度まで の継続事業	
(仮称)四街道市ごみ処理施設整備事業						80,737	13,258	10,059	0	0	0	26,290	31,130	78,847	13,258	8,169	0	0	0	26,290	31,130					
生活環境影響調査	32	四街道市	t/日	H29	R5	80,737	13,258	10,059				26,290	31,130	78,847	13,258	8,169				26,290	31,130					
(仮称)四街道市ごみ処理施設整備事業						9,713	9,713	0	0	0	0	0	0	6,900	6,900	0	0	0	0	0	0					
用地造成計画(基本設計、実施設計)	33	四街道市	t/日	H29	R元	9,713	9,713							6,900	6,900											
(仮称)四街道市ごみ処理施設整備事業						11,188	0	11,188	0	0	0	0	0	11,188	0	11,188	0	0	0	0	0					
埋蔵文化財調査	34	四街道市	t/日	H30	H30	11,188		11,188						11,188		11,188										
合計						180,213	43,066	29,922	4,931	4,295	16,643	33,002	48,354	155,122	34,966	20,875	2,526	2,436	12,963	33,002	48,354					

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考	
					開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
発生抑制、再 使用の推進に 関するもの	11	ごみの有料化	平成32年度の導入を目指し、ごみの減量効果、実施手法及び導入について検討していく。	四街道市	H 29	R元			検討			導入		継続		
	12	環境教育の推進	広報等による情報発信を行い、小学生対象の施設見学会、中学生対象の体験型学習等により、環境教育を継続していく。	四街道市	継続	R5								継続		
	13	普及啓発の推進	市内の小売店を対象とする認定制度を設け、商品の販売を通じて、消費者に対する意識の醸成を図る。	四街道市	継続	R5								継続		
	14	助成による支援	資源物回収活動に対する助成制度の普及及び充実を図る。	四街道市	継続	R5								継続		
	15	マイバッグ運動・レジ袋対策	買い物袋持参運動を推進し、過剰包装や使い捨て容器使用の抑制を働きかける。	四街道市	継続	R5								継続		
	16	再使用の推進	リサイクルショップやフリーマーケットの活用を促すとともに、不用品交換制度の普及及び充実を図る。	四街道市	継続	R5								継続		
処理体制の構築、変更に関するもの		適正処理の構築	家庭系ごみ処理手数料制度導入時の戸別収集の検討及び低公害型車両の導入誘導を図る。	四街道市	H 29	R5			検討			導入		継続		
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設の整備	マテリアルリサイクル推進施設を整備し、資源の積極的回収を図る。	四街道市	R7	R10	○									第2次計画で策定
	2	エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備	エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備し、エネルギーの積極的回収を図る。	四街道市	R7	R10	○									第2次計画で策定
	3	浄化槽設置	高度処理型合併処理浄化槽の設置補助を行う。	四街道市	継続	R5	○							合併処理浄化槽整備		
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1.2の計画支援	次期ごみ処理施設建設に係るPFIアドバイザー又は基本設計事業を行う。	四街道市	H 29	R6	○							PFIアドバイザー又は基本設計		令和6年度までの継続事業
	32	1.2の計画支援	次期ごみ処理施設建設に係る生活環境影響調査事業を行う。	四街道市	H 29	R5	○		生活環境影響調査						生活環境影響調査	
	33	1.2の計画支援	次期ごみ処理施設建設に係る用地造成計画を策定する。	四街道市	H 29	R元	○		用地造成計画策定							
	34	1.2の計画支援	埋蔵文化財の発掘調査を行う。	四街道市	H 30	H 30	○		埋蔵文化財調査							
その他	41	最終処分場の検討	焼却残渣等の有効利用を図り、可能な限り最終処分量を削減していくとともに、最終処分場を複数検討するなど、リスク分散に配慮しながら、円滑な事業運営を目指す。	四街道市	継続	R5								継続		
	42	特別管理一般廃棄物	PCBを含む製品や感染性一般廃棄物の適正な処理ルート把握し、市民に対して情報の提供を行う。	四街道市	継続	R5								継続		
	43	不適正処理、不法投棄対策	適正な処理に関する情報提供を行い、浸透を図るとともに、禁止看板の設置や監視/パトロールの強化等を行うことで、不法投棄撲滅を目指す。	四街道市	継続	R5								継続		
	44	災害廃棄物の対応	災害廃棄物処理計画策定の検討を進めていくとともに、体制整備に向けて周辺自治体や民間事業者と協議を行う。	四街道市	H 29	R5			検討						協議	

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	四街道市
(2) 施設名称	(仮称) 四街道市マテリアルリサイクル推進施設
(3) 工期	令和 7 年度～令和 10 年度 (第2次計画)
(4) 施設規模	処理能力 12 t/5h
(5) 処理方式	破砕処理、選別処理、圧縮処理、梱包処理
(6) 地域計画内の役割	粗大ごみ及びプラスチック製容器包装からの資源回収を促進し、リサイクル率の向上に資する施設として循環型社会の形成に貢献する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	Ⓐ 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	鉄・アルミ、小型家電、蛍光灯、電池、廃食油
-------------	-----------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<p>①小規模ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設規模 プラスチック製容器包装圧縮梱包設備の処理能力3日分以上 ストック対象物 容器包装プラスチック <p>②簡易プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理方法 プラスチック製容器包装圧縮梱包設備（供給コンベヤ、破袋機、磁力選別機、手選別コンベヤ含む） 処理能力 8.1t/日 設置場所 マテリアルリサイクル推進施設内
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグ利用計画	
--------------	--

(11) 事業計画額（千円）	0
----------------	---

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	四街道市
(2) 施設名称	(仮称) 四街道市エネルギー回収型廃棄物処理施設
(3) 工期	令和 7 年度～令和 10 年度 (第2次計画)
(4) 施設規模	処理能力 80 t/日 (40 t/日×2炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式焼却方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 10.0 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 有(熱回収効率 %) ・ <input checked="" type="radio"/>
(7) 地域計画内の役割	発電設備を整備し、熱エネルギーの積極的回収と有効利用を推進するとともに災害時に備えた施設として循環型社会の形成に貢献する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみt
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額 (千円)	0
-----------------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	四街道市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	下水道未整備区域における生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。
(4) 事業期間	平成 29 年度～令和 5 年度
(5) 事業対象地域の要件	土地区画整理事業の施行区域以外の区域であって、下水道事業計画区域以外の区域又は下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域
(6) 事業計画額（千円）	総事業費 18,840 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 18,840 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 （ 250人分）	基準額 （千円）	対象経費 支出予定額 （千円）	交付対象 事業費 （千円）
5人槽	25基（ 125人分）	【R2まで】 444×9(基) 【R3から】 384×9(基) 474×7(基)	10,770	10,770
6～7人槽	11基（ 77人分）	【R2まで】 486×3(基) 【R3から】 462×4(基) 615×4(基)	5,766	5,766
8～10人槽	3基（ 30人分）	【R2まで】 576×3(基)	1,728	1,728
11～20人槽	1基（ 18人分）	【R2まで】 576×1(基)	576	576
21～30人槽	基（ 人分）			
31～50人槽	基（ 人分）			
51人槽以上	基（ 人分）			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費			
合計	40基（ 250人分）	18,840	18,840	18,840

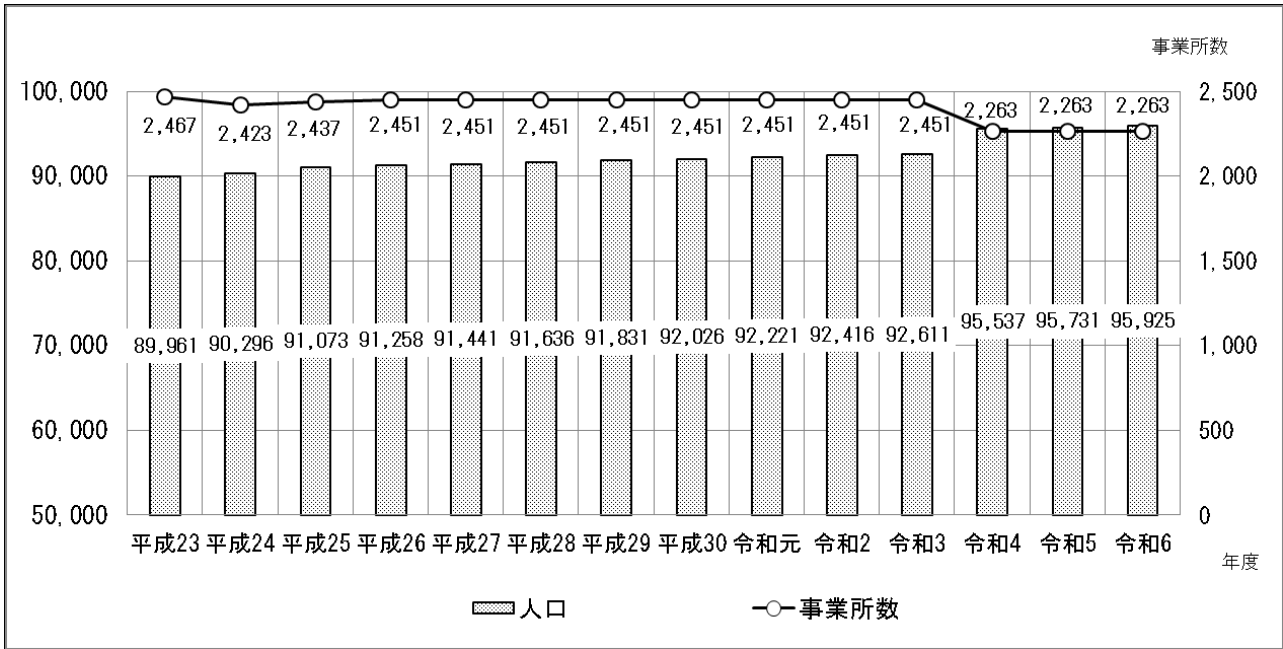
計画支援概要

都道府県名 千葉県

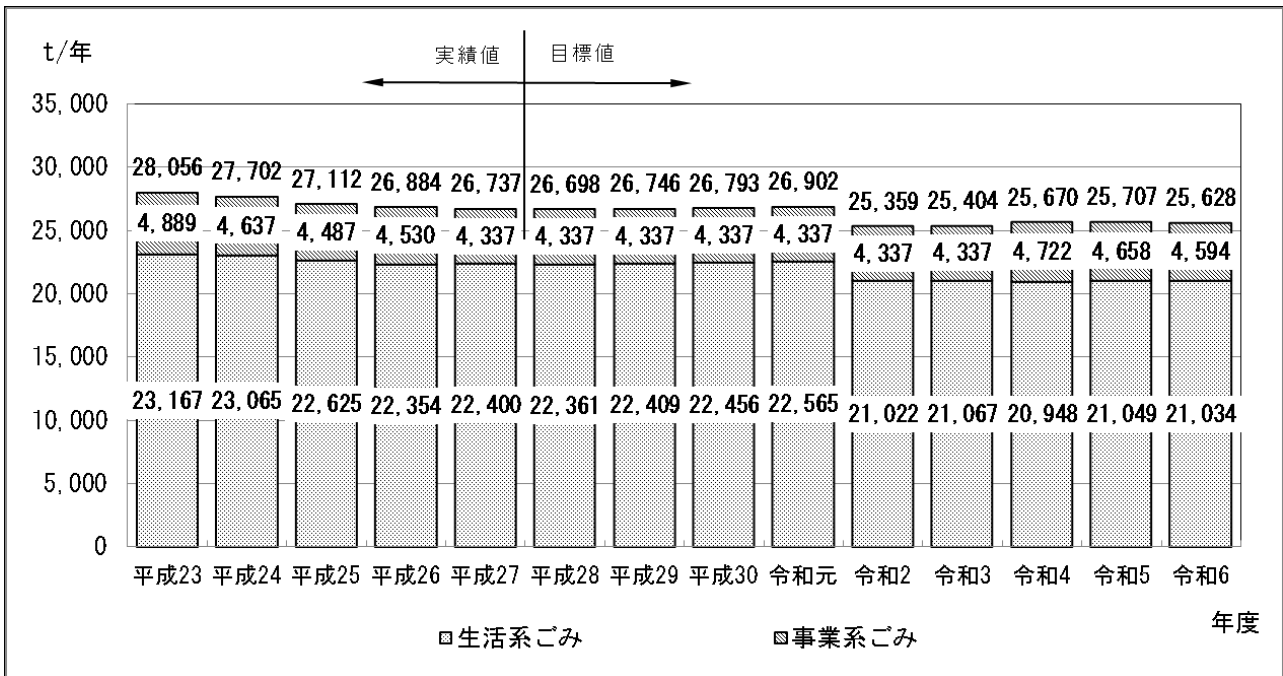
(1) 事業主体名	四街道市			
(2) 事業目的	(仮称)四街道市エネルギー回収型廃棄物処理施設、(仮称)四街道市マテリアルリサイクル推進施設整備のため			
(3) 事業名称	次期ごみ処理施設整備事業に係るPFIアドバイザー又は基本設計	次期ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査	次期ごみ処理施設整備事業に係る用地造成計画	次期ごみ処理施設整備事業に係る埋蔵文化財調査
(4) 事業期間	平成29年度～令和6年度	平成29年度～令和5年度	平成29年度～令和元年度	平成30年度
(5) 事業概要	・PFIアドバイザー又は基本設計	・建設用地周辺の現地実測 ・環境への影響の予測及び分析 ・生活環境影響調査報告書の作成	・用地造成計画及び基本設計に伴う業務報告書の作成 ・用地造成実施設計及び実施設計に伴う業務報告書の作成	・埋蔵文化財発掘調査の実施
(6) 事業計画額 (千円)	59,735	80,737	9,713	11,188

添付資料 1 指標と人口等の要因に関するトレンド（ごみ）

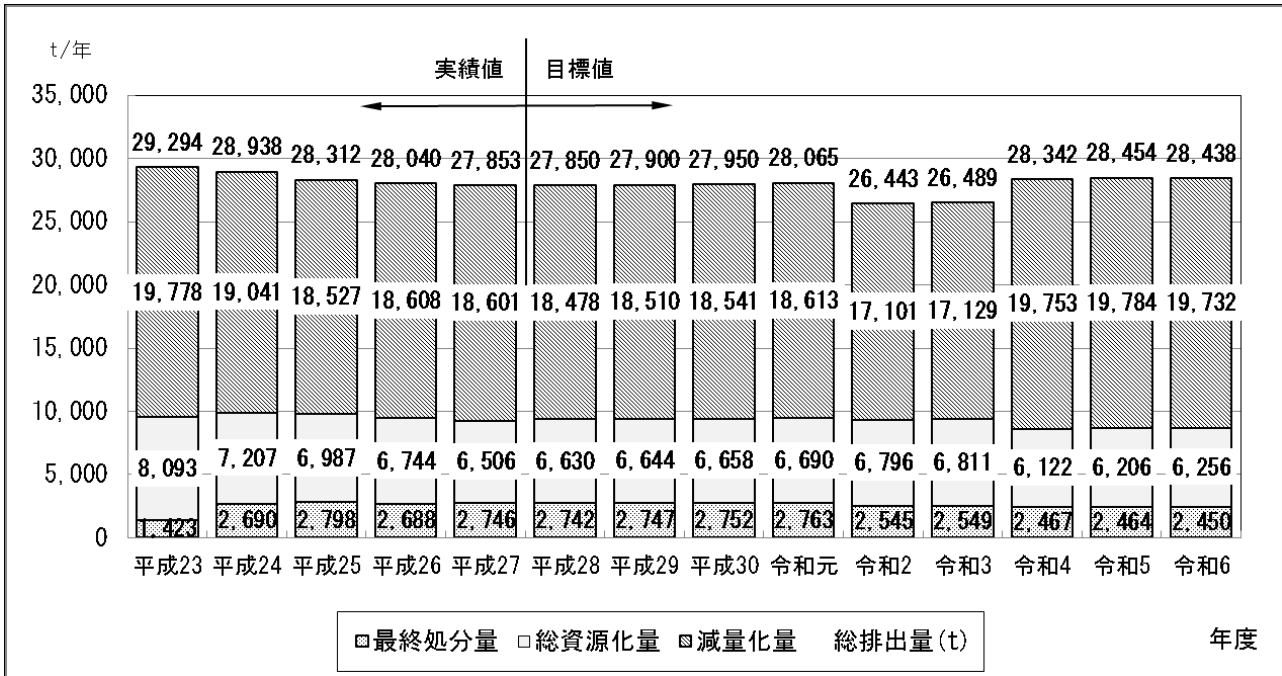
人口及び事業所数の推移



ごみ排出量（集団回収量を除く）の推移

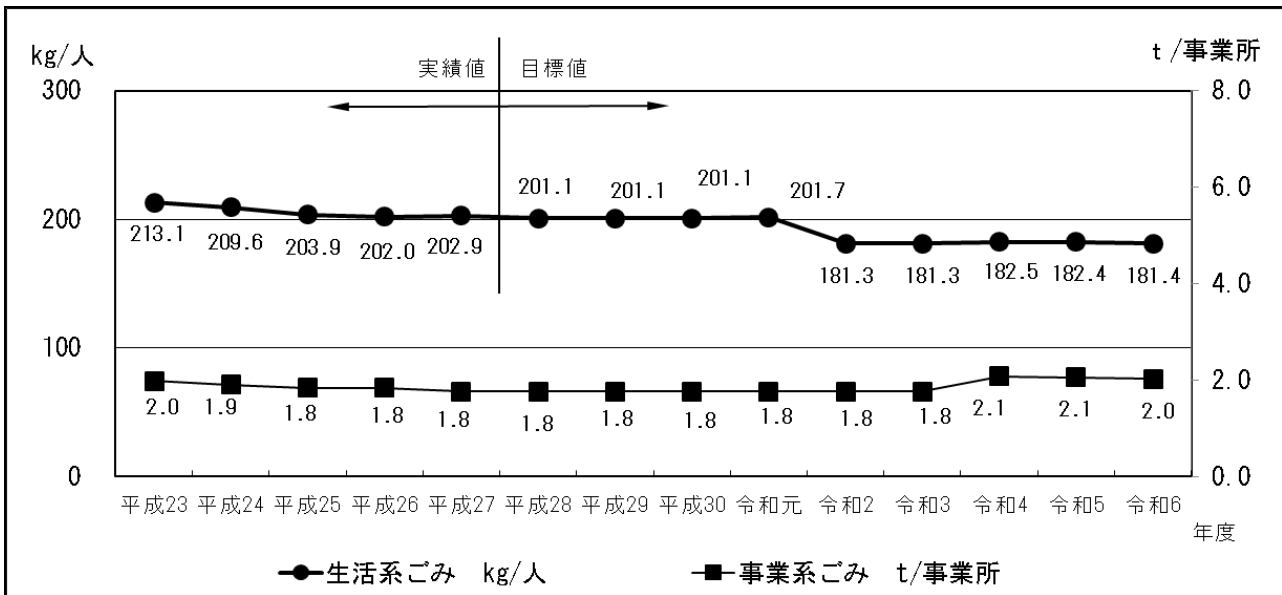


ごみ処理量（総排出量）の推移

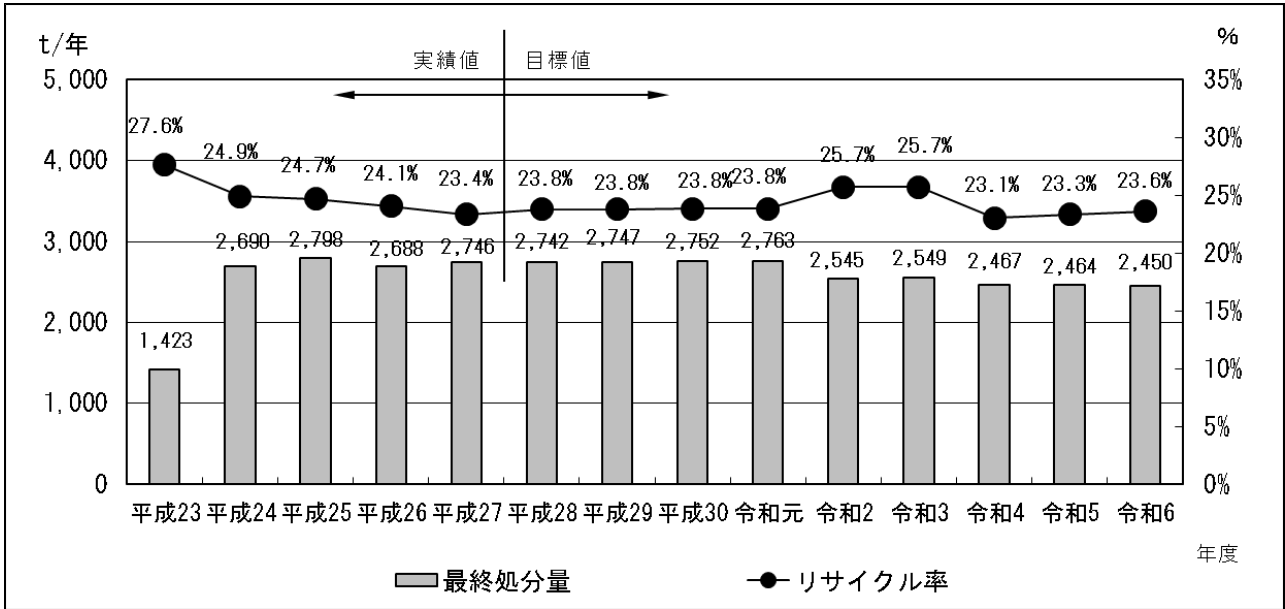


注) 集団回収量を含む

生活系・事業系排出原単位(資源物を除く)

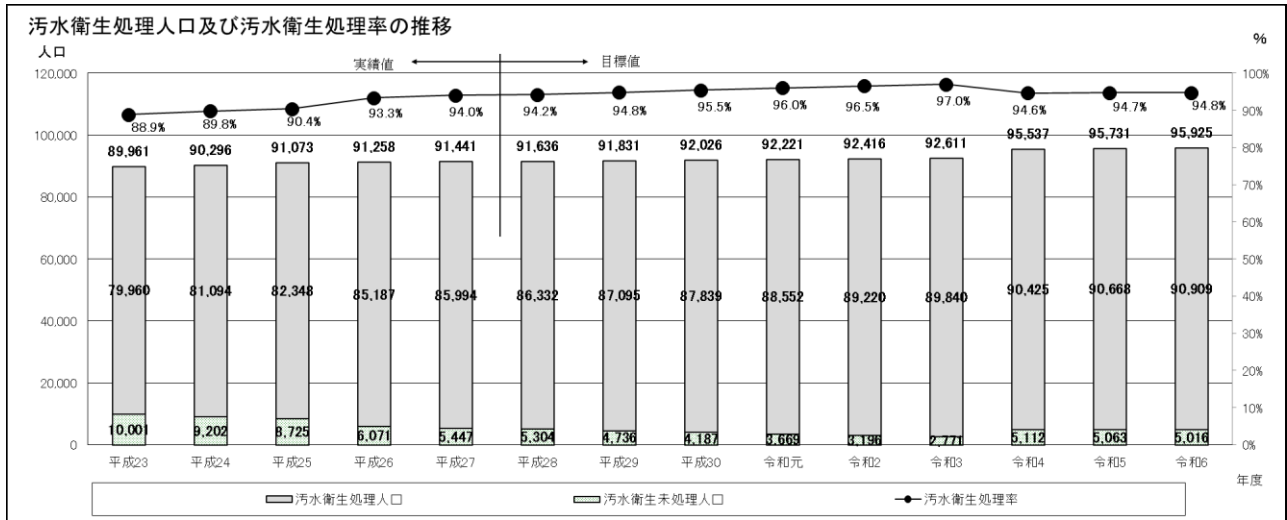


リサイクル率・最終処分量

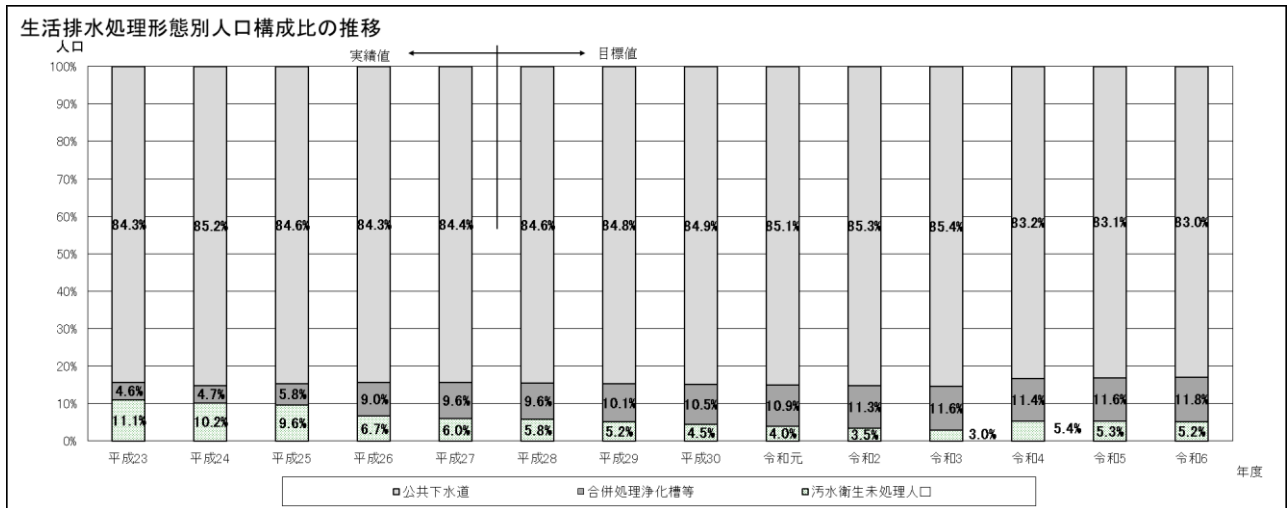


添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンド（生活排水）

污水衛生処理人口及び污水衛生処理率の推移



生活排水処理形態別人口構成比の推移

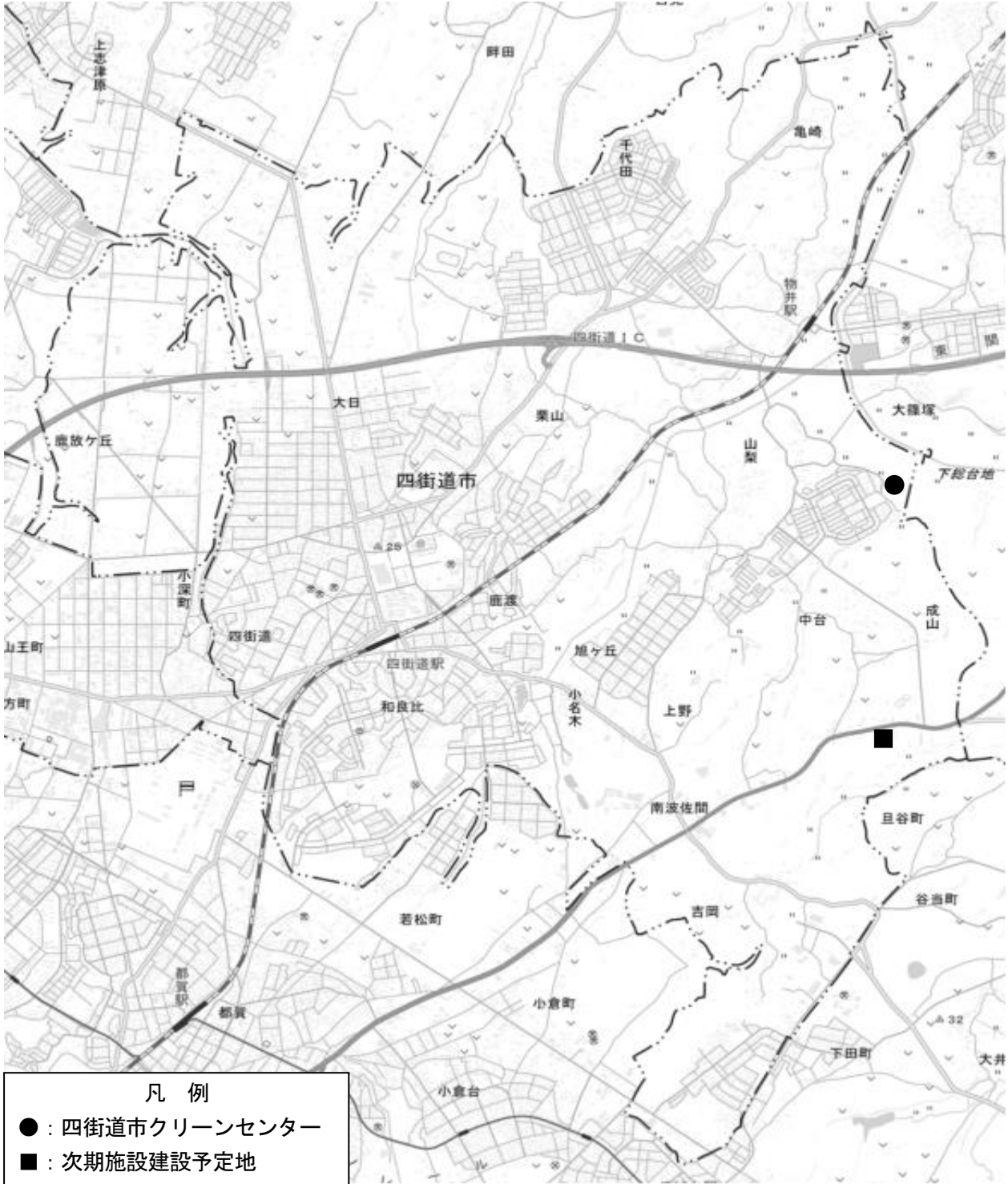


添付資料3 分別区分説明資料

収 集							品 目	
ごみの分別種類				出し方	収集回数	収集者の区分		
種 類	分別数	小区分						
可燃ごみ	1	1	1	指定専用袋（可燃ごみ専用/半透明黄色）	3回/週	委託/ 直接搬入	台所ごみ（厨芥類）、紙・繊維類（資源化できないもの）、草木類・皮革類 ・合成皮革類 ※剪定枝（自然木）は別途収集しています。	
プラスチック・ビニール類	2	2	2	中身の見えるレジ袋等	1回/週	委託/ 直接搬入	プラスチック・ビニール類、 発泡スチロール、トレイ	
不燃ごみ	3	3	3	中身の見えるレジ袋等、危険なものは新聞紙に包む等危険防止の処理をして出す	1回/月	委託/ 直接搬入	小型電気製品、小型家庭雑貨、ガラス類、陶磁器類、文房具類、カセット式ボンベ類、その他	
有害ごみ	4	4	4	回収缶		委託/ 直接搬入	電池類、蛍光灯類、温度計類	
粗大ごみ	5	5	5	電話での予約制、直接持込	随時	委託/ 直接搬入	家電類（家電リサイクル対象製品除く）、家具・寝具類、その他	
資源物 (びん)	(無色のびん)	6	6	白色 コンテナ	1回/週	委託/ 直接搬入	飲料用びん等で色が無色のもの	
	(茶色のびん)		7	茶色 コンテナ			飲料用びん等で色が茶色のもの	
	(その他のびん)		8	青色 コンテナ			飲料用びん等で上記以外の色のびん	
資源物(缶)	(アルミ・スチール缶)	7	9	黄色 コンテナ			飲料用、菓子等の缶	
資源物 (古紙)	新聞(含折込広告)	6	8	10			種類ごとに分けて ヒモで十文字に束ねる	新聞、折り込み広告等
	雑誌類			11				書籍、カタログ、単行本等
	ダンボール			12				ダンボール
	紙パック			13				牛乳パック、各種飲料の紙パック（1000cc）
雑がみ	14	包装用紙、ティッシュの箱、菓子の箱等						
資源物(繊維)	9	15	ヒモで十字に束ねる	古着、肌着、カーテン（レースを除く）、シーツ、セーター、タオルなど				
資源物(ペットボトル)	10	16	オレンジ色の網袋	 の表示のあるもの PET				
資源物(廃食油)	11	17	青色 コンテナ	家庭で調理に使用した、又は消費期限切れの植物油				
6種類			11分別	17区分				

※その他として、小型家電製品、自動車用タイヤとベットの処理、犬・猫の死体、事業所ごみ、家電、家庭用パソコンのリサイクル、処理できないごみ等があります。

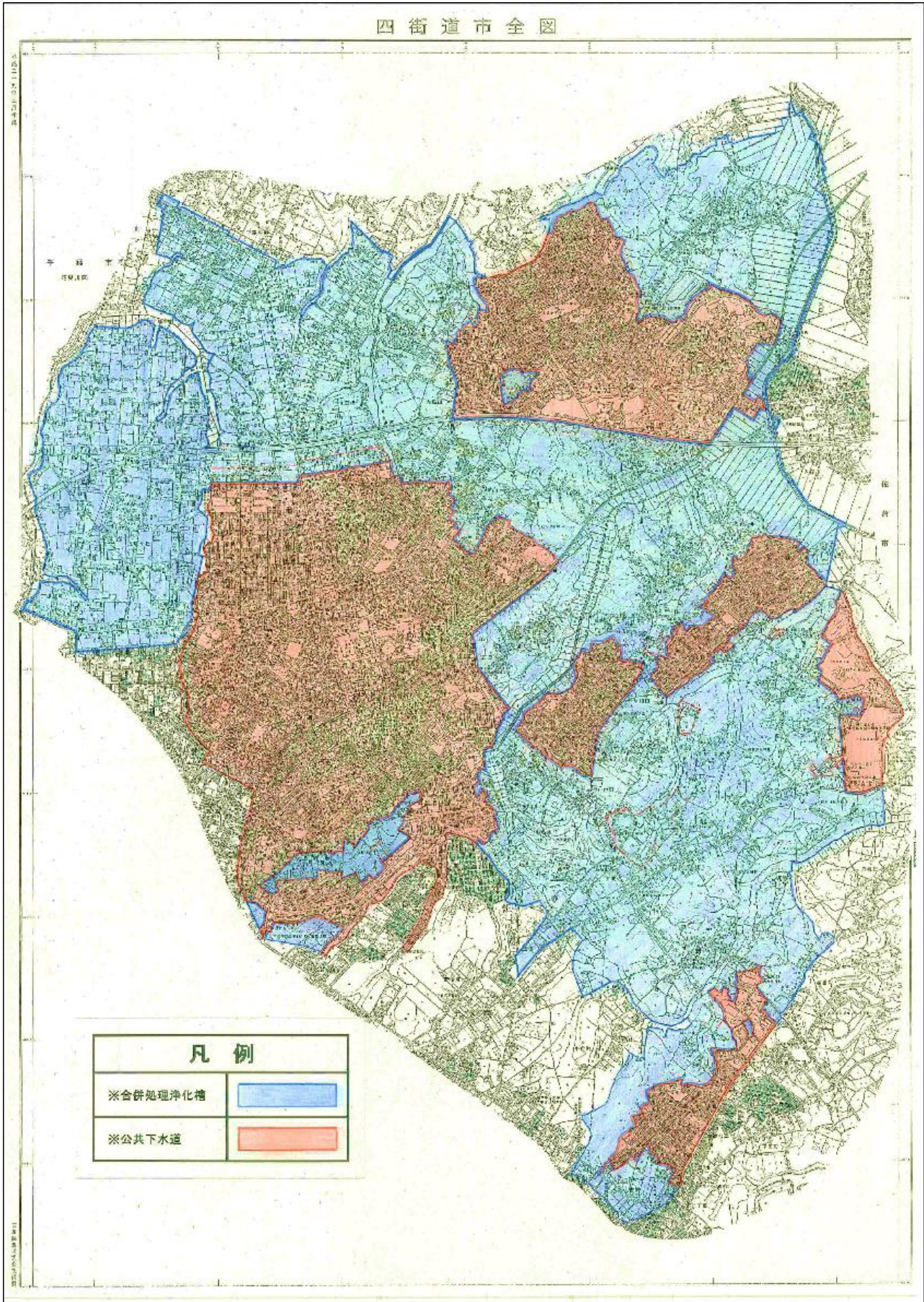
添付資料4 計画地域内の施設位置図



出典：国土地理院ウェブサイト

現況	将来
四街道市クリーンセンター (焼却施設)	(仮称) 四街道市 エネルギー回収型廃棄物処理施設
四街道市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	(仮称) 四街道市 マテリアルリサイクル推進施設

添付資料5 合併処理浄化槽整備計画図



添付資料 6 現有処理施設の概要

【焼却施設】 四街道市クリーンセンター焼却施設概要

名 称	四街道市クリーンセンター焼却施設
所 在 地	四街道市山梨 2002 番地
処 理 能 力	竣工時：110t/日（55t/16h×2 炉） 時間延長後：165t/日（82.5t/24h×2 炉）
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉（流動床）
面 積	建築面積：約 4,100m ² （粗大ごみ処理施設含む） 延床面積：約 6,600m ² （同上）
建 設 年 度	着工：平成元年 12 月 竣工：平成 4 年 3 月
設 計 ・ 施 工	日本鋼管株式会社

【粗大ごみ処理施設】 四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設概要

名 称	四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設
所 在 地	四街道市山梨 2002 番地
処 理 能 力	15t/8h
処 理 方 式	横型回転ハンマ式破砕機（粗大ごみ） 油圧圧縮＋ストレッチフィルム梱包式 （プラスチック・ビニール類）
面 積	建築面積：約 4,100m ² （ごみ焼却施設含む） 延床面積：約 6,600m ² （同上）
建 設 年 度	着工：平成元年 12 月 竣工：平成 4 年 3 月
設 計 ・ 施 工	日本鋼管株式会社

（四街道市防災ハザードマップにおいて、四街道市クリーンセンターは浸水想定区域に含まれていない。）

